

# 諸外国の教育改革

1950・1960年代	
時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2次世界大戦後の教育の拡大</li> <li>○経済成長、民主化の進展、教育人口の増加、施設設備の拡充、教員の増加</li> <li>○各国における学校制度や教育課程に関する改革</li> </ul>
各国の主な改革	<p><b>○アメリカ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理数系カリキュラムの改革「教育の現代化」ソ連が世界最初の人工衛星を打ち上げた「スプートニク・ショック」による。</li> </ul> <p><b>○イギリス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分岐型学校制度（グラマースクール・モダンスクール・テクニカルスクール） → 統合型学校制度（コンプリヘンシブスクール）開始</li> <li>・ブラウデン報告（就学前教育・初等教育の拡充等）1966</li> </ul> <p><b>○フランス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベルトワン改革に基づいた「観察課程」（前期中等教育段階の最初の2年間）の設置 1959</li> <li>・二区分教授法の導入（国語・算数等の知的教科は午前中、社会・理科等の授業は午後）1969</li> </ul> <p><b>○ドイツ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・州による学校制度の相違を調整する「デュッセルドルフ協定」締結 1955 → 改訂「ハンブルグ協定」1964</li> <li>・ドイツ教育制度委員会による大綱的計画「ラーメン・プラン」（義務教育学校制度の改革）</li> </ul>
1970年代	
時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育の非人間性に対する批判「教育の危機」</li> <li>○戦後教育の再検討や全面的実施</li> </ul>
各国の主な改革	<p><b>○アメリカ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の学校への批判 → 伝統的な学校システムに代わるオルタナティブ・スクール（オープンスクール、フリースクール）の設置</li> <li>・シルバーマン「教室の危機」1970</li> </ul> <p><b>○イギリス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育問題に関する大討論」労働党キャラハン首相</li> </ul> <p><b>○フランス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「初等中等教育基本法（アピ法）」（初等中等教育の再編制）1975 → 前期中等教育の一本化（複線型→単線型）</li> <li>エリート養成（コース制） → 一般大衆教育（統一コレージュ）の充実</li> </ul> <p><b>○ドイツ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育制度に関する構造計画」ドイツ教育審議会 1070</li> <li>・「教育総合計画」連邦州教育計画委員会 1973</li> </ul>
1980・1990年代	
時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済競争の激化</li> <li>○科学技術の急速な発展</li> <li>○グローバル化の進展</li> </ul>
各国の主な改革	<p><b>○アメリカ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済面での国際競争力の低下の懸念や将来不安 → 学力低下が深刻な問題化 → 教育内容・方法の共通性や基準性の強化</li> <li>・「危機に立つ国家」連邦教育省長官諮問機関報告書 1983 → 全米的な教育改革の必要性</li> <li>・連邦政府主導による教育改革の推進</li> <li>・「教育サミット」ブッシュ政権下 全米の50州の知事が参加 → 共通の教育目標の設定で合意 1989</li> <li>・「全国共通教育目標（National Goals）」（6項目）1990</li> <li>・「2000年の目標：アメリカ教育法」（8項目）クリントン政権下 1994</li> </ul> <p><b>○イギリス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済の停滞や社会の活力低下が問題化 → 教育の質の向上</li> <li>・「教育改革法」サッチャー政権下 1988 → 「全国共通カリキュラム（National Curriculum）」1989</li> <li>7歳～16歳までを4つの教育段階に分けて「履修内容」と「到達レベル」を設定。「全国テスト（National Test）」で検証。</li> <li>・「教育改革法」1988 保護者の学校選択権の拡大を目指した定員の最大化、国庫補助学校の導入など</li> <li>・「教育、教育そして教育」ブレア首相 1997 → 教育水準の向上を目指す取組の推進</li> </ul> <p><b>○フランス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済競争力向上のための人材育成が最優先課題</li> <li>・新「教育基本法（ジョスパン法）」</li> <li>2000年までに生徒の80%をバカロレア水準（後期中等教育最終学年への進級レベル）に到達させる。</li> <li>初等教育に「基礎学習期」と「深化学習期」を設置、学習期内の留年を原則禁止。</li> </ul> <p><b>○ドイツ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済が好調であったため、初等中等教育段階の改革は低調。</li> <li>・ドイツ統一1990による、東西ドイツの教育制度の再編</li> </ul>

# 諸外国の教育改革

## 2000年代

背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度情報化の進展（ICT）</li> <li>○グローバル化の一層の進展</li> <li>○汎用的能力（コンピテンシー）の育成を中心とした教育改革</li> </ul>
	<p><b>○アメリカ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NCLB (No Child Left Behind) 法の制定（ブッシュ政権）2002 全国的な学力の向上・貧困地域出身者やマイノリティの成績格差の縮小が目的 各州に州独自の学力テストの実施とそのデータを活用した目標管理システムを要求</li> <li>・ 州内統一学力テストを実施し結果を公表する州への連邦補助金の交付</li> <li>・ 21世紀型スキル2007             <ul style="list-style-type: none"> <li>①学習とイノベーションスキル 批判的思考力と問題解決、コミュニケーションと協働、創造とイノベーション</li> <li>②情報メディア・テクノロジースキル 情報リテラシースキル、メディアリテラシースキル、ICTリテラシースキル</li> <li>③生活とキャリアスキル 柔軟性と適応性、進取と自己方向づけスキル、社会／文化横断的スキル、生産性／アカウンタビリティスキル等</li> </ul> </li> <li>・ CCSS (Common Core State Standard) 2010 州の枠を越えた共通の教育コアスタンダードの開発（21世紀型スキルを反映）連邦教育省における競争的補助金等で普及促進</li> <li>・ 教育評価 NAEP (National Assessment of Educational Progress) 対象は4年生、8年生、12年生 2,000校から約10万人（抽出）／主調査、長期傾向調査、州別調査／読解、数学、科学、作文、米国史、公民、地理など</li> <li>・ ESSA (Every Student Succeeds Act) すべての児童・生徒が成功するための法律 2015 連邦政府の強力な関与の緩和</li> </ul> <p><b>○イギリス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キー・スキル（ナショナル・カリキュラム1999） コミュニケーション、数の応用、他者との協力、自分自身の学習と成績を改善する能力、問題解決</li> <li>・ 思考スキル（ナショナル・カリキュラム1999） 情報処理スキル、推論のスキル、探求のスキル、創造的な思考のスキル、評価のスキル</li> <li>・ 教育評価 ナショナルテスト（11歳 初等教育終了時） GCSE (General Certificate of Secondary Education) 16歳 中等教育終了時 第3者評価機関である教育水準局により5年に1回学校監査</li> <li>・ ナショナル・カリキュラム改正2014～ 初等学校における外国語の必修化等</li> </ul> <p><b>○フランス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民教育省を中心とした集権的な教育行政 → 学習指導要領2002～</li> <li>・ 「学校基本計画法（フィヨン法）」2005 義務教育段階で習得を保障すべきコンピテンシーとしての「共通基礎知識技能」を政令で規定 フランス語の習得、一つの現代外国語の運用、数学の基礎原理及び科学的技術的教養、情報通信に関する日常的な技術の獲得、人文的教養、社会的公民的能力、自律性及び自発性</li> <li>・ 教育評価 全国学力調査（1989～） 小学校第3学年（8歳）及びコレージュ第1学年（11歳）フランス語、算数・数学</li> <li>・ 「学校基本計画法（ベイヨン法）」就学前教育の充実、小学校第1学年からの外国語の必修化、小学校とコレージュの接続の強化等</li> <li>・ 義務教育年齢の引下げ（マクロン政権）2019 6歳→3歳</li> </ul> <p><b>○ドイツ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「PISAショック（2000）」OECDの「生徒の学習到達度調査」の結果に基づく改革 各州文部科学大臣会議（KMR）2001～ → 主要教科に関する「教育スタンダード」の設定と統一的な学力調査の実施</li> <li>・ コンピテンシー 事象コンピテンシー、方法コンピテンシー、自己コンピテンシー、社会コンピテンシー 教育スタンダードの内容は各州が作成する学習指導要領に反映</li> <li>・ 教育評価             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際的な学力調査（PISA、TIMSSなど）</li> <li>②教育スタンダードの達成状況の州間比較</li> <li>③州単位での学習状況調査</li> </ul> </li> </ul>